薬局製造販売医薬品 製造販売業 許可申請書

主たる	機能をす	有する『	事務所の	名称	県庁薬局 出雲の		デ可を受けようとする薬 局の開設許可証の内容を √記載すること。
主たる	機能を有	する事	務所の所	在地	出雲市塩冶町 2	223-	1 県庁ビル3階
許	可	0	種	類	薬局製造販売医	薬品製	造販売業許可
(薬 責 任	人 に 関 を す す	あする		ic.			
			氏	名	島根 太郎	資格	東 前 節 名 簿 の 登録番 号 及 び 登録年 月 日 第 1 2 3 4 5 号 平成 2 5 年 5 月 3 0 日
総括集	以造 販 売	責任 5	者 住 /		大田市長久町長	スハフ	,
造販	壳医薬品	製造業の	/ る薬局に係 の製造管理	者及	- 局製 を取り消され び薬 -	、取消	
局の管理者と兼務することができる。 薬剤師免許証に旧姓が併記されている場合については、免許証の記載のとおり旧姓を併記した氏名を記載させること。							
17	·記した氏: 17で い者		こかなく	と。 よ フに	庁を終わり、 仮、 3年を経過し [*]		
る役員を含む	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに						
い。シェ	基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年 を経過していない者 (5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者						
の欠格に関す	(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に 行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に						
の欠格条項がに関する業務	行うことができない者 (7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及 び経験を有すると認められない者						
第局の開設許可番号及び許可年月日 備 考 指令出保第123号 平成30年9月1日							
別紙のとおり添付書類を省略する。							
紙「添付書類省略一覧表」を添付すること。 上記により、 薬局製造販売医薬品 の製造販売業の許 等に代えて、「〇年〇月〇日薬							
令和3 年 9 月 15 日 局開設許可申請中」と記載すること。							
住 所 (法人にあつては、主) 東京都千代田区霞が関1-2-2							

氏 名 (法人にあつては、名) **県庁株式会社** 称及び代表者の氏名 **代表取締役薬事太郎**

島根県知事殿